

五所川原市小規模災害時等における罹災証明書等交付事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小規模な災害が発生した場合等（以下「小規模災害時等」という。）における災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2の罹災証明書その他被害についての証明書（以下「罹災証明書等」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び関係法令において使用する用語の例による。

2 この要綱において「小規模災害時等」とは、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 発生した災害が特別災害（五所川原市特別災害による被害者に対する市税減免の特別措置に関する条例（平成17年五所川原市条例第57号）第2条第1項に規定する特別災害をいう。）に該当する場合
- (2) 五所川原市被災者支援システム運用要綱に基づき、被災者支援システムを活用して罹災証明書等の交付を行う場合
- (3) 前各号に掲げる場合のほか大きな被害の発生が予想される場合等この要綱の規定によらないことが被災者支援の円滑な実施を図るために適切であると市長が認める場合

(被災対象の種類)

第3条 法第90条の2第1項に規定する市長が定める種類の被害は、非住家の被害とする。

(証明書の種類)

第4条 罹災証明書等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 罹災証明書 市が現地調査等により、被害の事実を確認することができる場合に、市長が被害の程度を証明するもの
- (2) 罹災届出証明書 第1号にあてはまらない被害で、市長に届け出た事実を証明するもの。

(交付申請)

第5条 罹災証明書等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、罹災証明等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 運転免許証、パスポート、個人番号カードその他の本人確認ができる書類
- (2) 被害の状況を確認できる写真等

2 前項の申請は、次の各号に掲げる災害に応じ、当該各号に定める期限以内に行うものとする。

- (1) 豪雪による被害等その災害の特徴から、容易にその被害の発生を確認することができないと認められる災害 被害の発生を確認した日から6か月以内
- (2) 前号に掲げる災害以外の災害 被害の原因となる災害が発生した日から3か月以内

3 法令等に特別の定めがある場合又は申請者が申請した被害が、申請した災害により発生したものであることを証明する特別な事情があると市長が認める場合は、前項の

規定にかかわらず、申請することができる。

(交付申請に対する処理)

第6条 市長は、被災者その他の市長が適当と認める者（以下「被災者等」という。）から前条に規定する申請があったときは、遅滞なく、申請のあった被害の状況を調査しなければならない。

2 前項に規定する調査は、第4条第1項第2号の書類をもとに行うものとする。ただし、当該書類において申請のあった被害の状況について十分な調査を行うことができない場合は、被害が発生した現地を確認するものとする。

3 前項に規定する調査を行ったときは、遅滞なく、罹災証明書（様式第2号）または罹災届出証明書（様式第3号）を交付しなければならない。

4 前各項の規定による交付申請に対する処理に係る標準処理期間は、7日とする。

(判断基準)

第7条 前条第1項の規定により被害の状況を調査するにあたり、次の各号に掲げる項目の判断基準については、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 種別 別表第1の左欄に掲げる種別に応じ、同表の右欄に掲げる建築物

(2) 被害判定区分 別表第2の左欄に掲げる被害判定区分に応じ、同表の右欄に掲げる判定基準

2 被災者等が行った申請が、前項に定める判断基準によることが適切でないとき市長が特に認める場合は、前項の規定によらず、その申請の内容を総合的に判断し、決定することができる。

(被災者等)

第8条 第6条第1項に規定する「被災者等」は、次のとおりとする。

(1) 被災した建築物（以下「被災建築物」という。）の所有者

(2) 被災建築物の居住者及び同一世帯人並びに被災建築物の使用人

(3) 前2号に掲げる者から委任された者

(代理人による申請)

第9条 前条第3号に規定する者による申請の場合は、第5条第1項各号に掲げる書類の申請者欄に申請者の記名を受け、また、代理人欄に代理人自ら署名した上で、これを提出するものとする。

2 前条第1号又は第2号に規定する者の法定代理人による申請の場合は、そのことを証明するために必要な書類を提出するものとする。

(再交付の特例)

第10条 市長は、被災者等から罹災証明書等の再交付の申請を受けたときは、第6条の規定にかかわらず、被害の状況の調査を省略して交付することができる。この場合においては、第5条第2項の規定は適用しないものとする。

(証明事項)

第11条 罹災証明書等で証明する事項は、災害による被害の程度に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

(手数料)

第12条 罹災証明書の交付手数料は、1部につき300円とし、第9条に規定する再交付の場合も同様とする。

(罹災証明書等の交付事務の所管)

第13条 罹災証明書等の交付事務は、総務部防災管理課が所管する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、小規模災害時における罹災証明書等の交付事務について必要な事項は市長が別に定める。

2 この要綱の対象とならない災害の発生時における罹災証明書等の交付事務については、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に申請された罹災証明書等の交付について適用し、施行日以前に申請された罹災証明書等の交付については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以後に申請された罹災証明書等の交付について適用し、施行日以前に申請された罹災証明書等の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

種別	建築物
住家	居住用家屋・下宿・寮・アパート・店舗併用住宅
非住家	小屋・倉庫・店舗・事務所・工場・公共建物・別荘・空家等

備考 空家等とは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。

別表第2（第6条関係）

被害判定区分	判定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

大規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。</p>
中規模半壊	<p>居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。</p>
半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>住家等がその居住等のための基本的機能の一部を損失したもの、すなわち、住家等の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。</p>
準半壊	<p>住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。</p>
準半壊に至らない (一部損壊)	<p>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊および準半壊に至らない程度の住家等の損壊で、補修を必要とする程度のもの。</p>

備考1 住家等とは、住家及び非住家をいう。

2 非住家は、全壊、大規模半壊又は半壊の被害判定区分のみとする。

3 準半壊に至らない（一部損壊）は、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。